

**「第 8 期豊中市障害福祉計画・第 4 期豊中市障害児福祉計画に係る  
市民意識調査業務及び策定支援業務委託」  
公募型プロポーザルに係る募集要項**

## 1. 目的

令和 9 年度（2027 年度）から令和 11 年度（2029 年度）を計画期間とする『第 8 期豊中市障害福祉計画・第 4 期豊中市障害児福祉計画』の策定にあたっては、近年の社会の状況や関係法令・制度の動向等をふまえつつ、市内在住の障害児者の状況及びニーズ等について幅広くデータを収集・分析し、次期計画期間に実施する取り組みについて検討する必要がある。

そこで、業務全般に関し高い専門性と豊富な経験があり、適正な企画力、技術力や実施体制を有する者に市民意識調査業務及び計画策定支援業務を委託することにより、本業務を効率的かつ効果的に実施することを目的として、事業者の募集を行うものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

第 8 期豊中市障害福祉計画・第 4 期豊中市障害児福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務

### (2) 業務内容

別添「第 8 期豊中市障害福祉計画・第 4 期豊中市障害児福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託仕様書」のとおり

### (3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

### (4) 予算概要

委託料上限：8,369,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・令和 7 年度（2025 年度）の上限：4,310,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和 8 年度（2026 年度）の上限：4,059,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (5) 担当部局

- ・福祉部 障害福祉課
- ・こども未来部 およこ保健課

### 3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の

認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 過去 10 年間に於いて、労働関係法令等違反による官公署からの摘発又は勧告等を受けていないこと。
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。
- (12) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は提案書提出日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りしている者でないこと。
- (13) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (14) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (15) 過去 5 年間に於いて、国又は本市と同規模程度の地方自治体と本業務と同様及び同等の契約を 2 件以上締結し、それらを全て誠実に履行した実績があること。

#### 4. 日程（いずれも令和7年(2025年)）

募集要項等の公表	5月21日（水）
質問事項の締切※1	5月28日（水）17時【必着】
質問事項への回答	6月6日（金）
参加意向申出書の提出期限	6月13日（金）17時【必着】
企画提案書等の提出期限	6月18日（水）17時【必着】
第一次審査	6月26日（木）
第一次審査結果の通知	7月3日（木）
第二次審査※2 （プレゼンテーション）	7月9日（水）
結果公表	7月下旬
契約締結	8月上旬

※1）質問は【様式2】にてメールで受け付ける。質問への回答は市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

※2）第二次審査の時間、会場等は、第一次審査後に通知する。

#### 5. プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加する意向がある場合は、プロポーザル参加意向申出書【様式1】を **6月13日（金）17時まで** にメールで提出すること。提出がない場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなす。提出期限後に提出があった場合は、応募を無効とする。

#### 6. 提出書類

参加者は、本募集要項及び別添「第8期豊中市障害福祉計画・第4期豊中市障害児福祉計画に係る市民意識調査業務及び策定支援業務委託仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書等提出書類一式を作成し、6月18日（水）17時までに提出すること。提出者は提出書類一式の提出後、到達の確認を行うこと。

提案書類一式は電子媒体（PDFまたはパワーポイントファイル）で提出すること。CD-RまたはDVD-R1枚にファイルを格納し、提出期限までに郵送等により提出すること。各ファイルには「（1）提出書類の種類」表中の番号及び各提出書類の名称を付すこと。

（例）「01\_企画提案書.pdf」「02\_業務経歴書.pdf」など

提出書類は一括で提出することとし、分割提出は認めない。また、企画提案書等の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。企画提案書等に不備等があった場合は、補正を求めることがある。この場合を除き、提出期限後の差し替えは認めない。

(1) 応募書類

No.	提出書類	留意事項（※）	様式
1	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案は1者につき1案とする。</li> <li>・企画提案の表紙には提案事業タイトルと提案者名を記入すること。企画提案書は表紙を除き10頁以内とし、本文には頁番号を付すこと。</li> <li>・頁数の超過は書類不備として取り扱う。</li> <li>・企画提案を求める項目は次のとおり。               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 豊中市第六次障害者長期計画等をふまえた障害福祉施策の展開及び進捗管理について</li> <li>② 市民意見の収集及び意見の計画への反映について（市民意見の収集は、市民意識調査と関係機関ヒアリングの2点について提案すること。調査票の想定回収率達成に向けた提案を含む。）</li> <li>③ 策定までの作業項目・業務遂行スケジュール</li> <li>④ 計画書の構成及び概要</li> <li>⑤ その他、独自の提案</li> </ul> </li> </ul>	任意
2	業務経歴書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで他自治体において同様の分野（障害福祉計画や地域福祉計画等福祉分野の計画策定支援業務）の業務を請け負った実績を記載すること。</li> </ul>	3
3	他自治体の計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績が複数ある場合は、代表的な障害福祉関連のものを提出すること。</li> </ul>	—
4	統括責任者及び担当者の業務実績調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「専門分野」欄には、本業務に関する分野における専門分野を記入すること。</li> <li>・「参画した主要業務の概要と担当した分野」欄には、過去に参画した業務内容と担当した分野を記入すること。</li> </ul>	4
5	業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を担当する体制を記載すること。</li> </ul>	5
6	団体の概要書（企業概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者連絡先（担当者の部署、氏名、電話、メールアドレス）を記載すること。</li> </ul>	任意
7	見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書には、人件費、間接経費など、見積金額の積算根拠を明示した内訳書を添付すること。</li> <li>・令和7年度、令和8年度それぞれの見積書を作成すること。</li> </ul>	任意

8	処分歴等の確認書	・公募開始日から過去3年以内の処分歴をもれなく記載すること。	6
---	----------	--------------------------------	---

## 7. 選定方法

### (1) 審査方法

市職員で構成する受託候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し審査を行う。応募者が5者を超えた場合のみ、第一次審査（書類審査）を行う。

企画提案書及びプレゼンテーションによる第二次審査を行い、合議により採点した各項目の評価点の合計が最高点の提案者を優先交渉権者とする。第二次審査（プレゼンテーション審査）の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選定委員会として最終合議のうえ審査結果を確定するものとする。

第二次審査（プレゼンテーション審査）の日程等は以下のとおり。

#### ■第二次審査（プレゼンテーション審査）の概要

日時	7月9日（水）を予定 ※ 詳細は提案者に別途連絡する。
発表時間	30分 各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答を行う。
発表方法	提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーションを行う。
その他	当日の出席者は、1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案者の雇用する従業員であり、かつ、本業務に携わる担当者とする。

(2) 評価項目

項目		配点 (合計 100)	備考
1. 実施体制・業務実績		20	類似事業の実績等
2. 企画提案書	①情報収集・整理・分析	10	
	②市民意見の収集及び計画への反映	20	
	③業務遂行スケジュール	10	
	④計画書の構成及び概要	10	
	⑤独自の提案	20	
3. 見積金額		10	
4. 処分歴		内容に応じ減点	処分履歴について評価

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は7月下旬(予定)に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。
- ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定するため、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
- ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者(事業者名・所在地・代表者・提案金額)
- ④ 公募及び審査経過(公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成)
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他(受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由)

※ 応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

## 8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する条件を満たさなくなった場合
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (3) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (4) 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (5) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- (6) 提案書類において虚偽の記載があった場合

- (7) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (8) 第二次審査（プレゼンテーション）に欠席した場合
- (9) 一団体に複数の提案をした場合
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (11) 正常な提案の執行の妨害等の行為があった場合
- (12) 法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- (13) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (14) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (15) 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

## 9. 契約の締結

- (1) 受託候補者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、受託候補者と契約に至らなかった場合は、次点の応募者と契約することがある。
- (2) 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに市と詳細を協議する。また、契約内容及び仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証保険契約の締結を行うこととする（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。また、市が定める標準契約書に基づき、必要な書類の提出及び研修を実施するものとする。

## 10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に要する費用等）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類等の著作権は応募者に属すが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された書類等は、応募者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合がある。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、差し替え及び再提出には応じない。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 本プロポーザル方式の応募を取り下げの場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式 7】で通知すること。なお、取り下げによる不利益な取扱いは行わないものとする。

- (7) 選考委員会の構成員や審査及び評価の内容、応募者名などの質問は一切受け付けない。  
また、質問事項の締め切り以降、業務に係る質問も受け付けない。市の回答に対する質問も同様とする。

#### 11. 提出先、お問い合わせ先

〒561 - 8501 大阪府豊中市中桜塚三丁目1番1号 豊中市役所第二庁舎1階

豊中市 福祉部 障害福祉課 企画係 担当：酒井・増子・武智

TEL：06 - 6858 - 3354（直通） / FAX：06 - 6858 - 1122

E-mail：[shougaiikaku@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:shougaiikaku@city.toyonaka.osaka.jp)

以上